

第2回森林整備と財源のあり方検討委員会  
確認事項

1	森林環境税のメニュー(国検討案と府県の超過課税)
2	国の森林環境税(仮称)にかかる意見
3	府県の超過課税に関する県民周知の状況
4	木材需要の動向

# 1 森林環境税のメニュー（国検討案と府県の超過課税）

## （1）国検討案

資料：第5回国検討会資料（森林吸収源対策税制に関する検討会）



具体的な事業例

※配分基準は、使途の範囲に伴い、上記の事業による需要と相関の高い指標を用いて設定すべきではないか。

## (2) 府県の超過課税 ア 超過課税の用途等

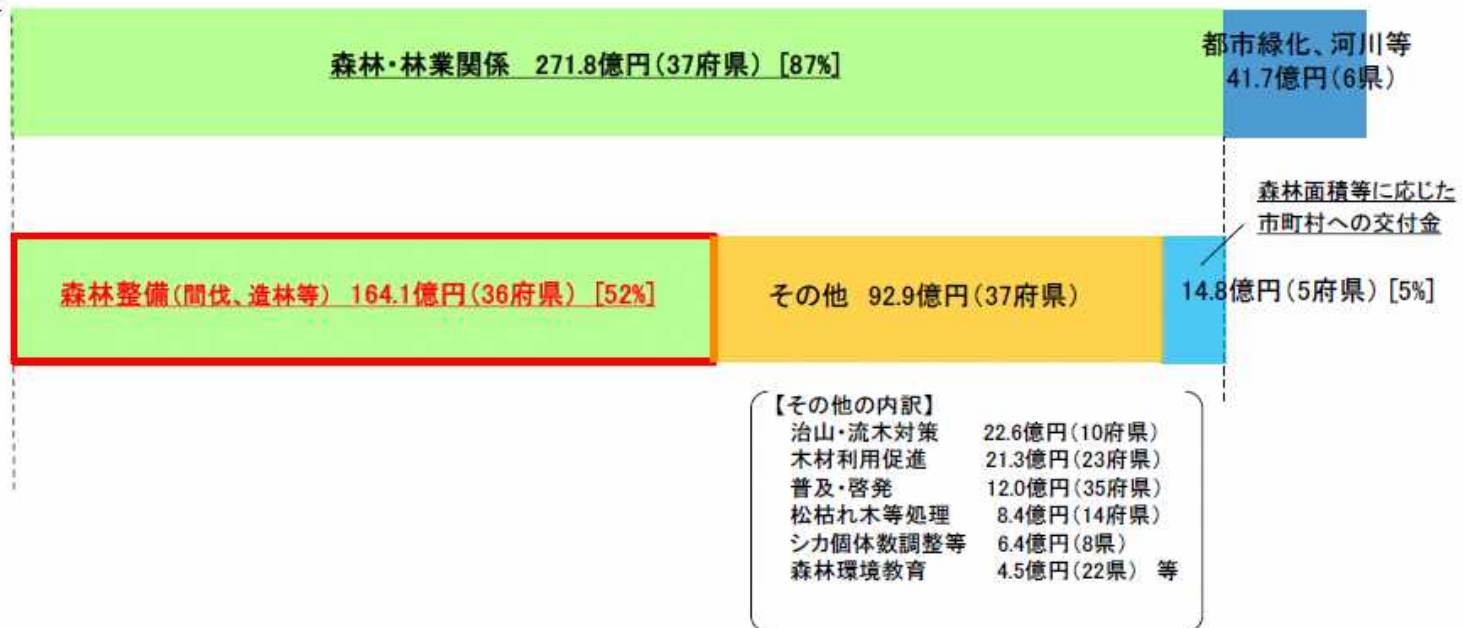
資料: 第2回国検討会資料  
(森林吸収源対策税制に関する検討会)

○ 現在37府県が導入している超過課税(以下「府県の超過課税」という。)の用途については、約5割が間伐等の森林整備となっているが、各府県の独自の判断により、都市緑化等の森林・林業関係以外や、木材利用促進、普及・啓発などの森林整備以外へも幅広く活用されている状況。

H27決算見込み等 ※

313.5億円(37府県)  
[100%]

※ 京都府、大阪府は  
平成28年4月から導  
入のため、28年度の  
予算ベースで計上



注) 事業を単位に分類・集計しており、複数の事業メニューを含む場合は主たるメニューで分類し金額を一括計上している。

# イ 使途（間伐事業）

## 森林環境・水源環境の保全を目的とした府県の超過課税の税収の使途（間伐事業）

資料：第4回国検討会資料  
（森林吸収源対策税制に関する検討会）

使途の内容		岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	神奈川県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
国庫補助事業 （補助率の上乗せ等）				○	○	○					○	○	○	○				○						○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○
地方単独事業	森林所有者等への補助 により実施するもの		○							○																			○	○								○
	地方団体が森林所有者 等と協定(※)を締結して 実施するもの	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○

(※)協定とは、地方団体等が森林所有者等に代わって私有林の整備を行うに当たり、森林所有者等との間で、その対象区域や所有権の制限の内容（協定の有効期間内における主伐の禁止等）等について定めるもの

# ウ 用途（森林整備等以外）

資料：第4回国検討会資料  
（森林吸収源対策税制に関する検討会）

## 森林環境・水源環境の保全を目的とした府県の超過課税の税収の用途（森林整備等以外）

用途の内容	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	神奈川県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	
治山・流木対策																	○	○	○	○	○							○							○	○		
松枯れ木等処理		○	○		○	○				○										○				○		○	○		○						○		○	○
都市緑化、河川等		○				○			○					○		○					○																	
担い手育成・支援			○						○				○			○				○							○									○	○	
木材利用促進		○		○	○	○	○		○	○		○	○	○		○		○	○	○						○	○		○	○				○	○	○	○	
森林環境教育	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○					○	○				○	○						○	○	○	○
普及・啓発(※1)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他(※2)		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○			○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○

(※1) ボランティア支援を含む。

(※2) 森林公園等の整備、公有林化、鳥獣被害状況等の調査の実施、施業集約化支援、苗木生産支援、市町村への交付金、シカ個体数調整等

## 2 国の森林環境税（仮称）にかかる意見

### （1）二重課税等に関する意見（要旨）

#### 国検討会（※）における意見

- 用途を拡げれば国民の理解は得やすくなるが、一方で、府県超過課税との重複の可能性が高くなる。
- 導入当初はある程度重要な事業に限定して進めるのが良いのではないか。
- 用途をメニュー化して超過課税との仕分けを可能とする柔軟な仕組が必要。
- 路網整備や人材育成、研修の実施等、市町村が弾力的に必要な事業を実施できるよう使い勝手の良いものにすべき。
- 国森林環境税（仮称）と超過課税の調整は各府県に任せるべき。



#### 全国知事会提言（H29. 7. 28）

- 都道府県及び市町村の役割分担を明確化するとともに、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計すること。
- 用途については、地方の意見を踏まえて、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないようにしっかりと調整すること。

#### 主な意見（H29. 7. 28）

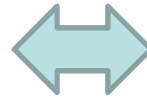
- 納税者から税の二重取りととられかねない。税収が新税に取って代わられると本県の森林整備事業が継続できない（神奈川県）。
- 府県の超過課税との重複や各府県の制度に影響が生じない制度設計が必要（愛知県、岡山県）。

※森林吸収源対策税制に関する検討会

## (2) 市町村の体制等に関する意見 (要旨)

### 国検討会における意見

- 市町村の体制や実施可能な事業量には、大きな差があると考えられ、仕事と入ってくる財源が釣り合わないということが生じてくるのではないか。
- 地積確定や所有者の意向確認等、市町村に膨大な事務作業が発生する。マンパワー確保のための財源確保という色彩も必要ではないか。
- 地域はそれぞれの歴史や事情が異なることから、ある程度市町村等に自由を認めるやり方を考えるべき。



### 主な意見 (H29. 7. 28)

- 市町村の体制整備の支援や連携した事業の仕組など、相当、県が関わっていかざるを得ない (岐阜県)。
- 県として市町村をバックアップしていく役割を求められる可能性は非常に大きく、それに伴う財源は必要 (高知県、滋賀県)。
- 市町村ができないと決めつけるのは失礼な話。懸念はきちっと表明した上で、市町村にも覚悟を求める姿勢が必要でないか (京都府)。

### 3 府県の超過課税に関する県民周知の状況

○ 他府県では、超過課税の導入に当たり、説明会、シンポジウムなどを通じて県民へ周知

#### 県民周知の状況〔近年導入府県及び近県の状況〕

導入時期	府県	内容	回数、参加者
H28	大阪府	府民シンポジウム	1回、583人
		タウンミーティング	20回、578人
		出前懇談会	77回、1,632人
		イベント・講演会	10回、925人
	京都府	考えるつどい	
H26	群馬県	県民公聴会	3回
		市町村への説明	35市町村
		経済団体への説明	59団体
	三重県	説明会	
H24	山梨県	県民フォーラム	140名
		意見交換会	4回、260人
H20	長野県	市町村説明会	6回、113人
		県民集会	10回、741人
		シンポジウム	225人
H19	山形県	説明会	
	富山県	県民説明会	
	石川県	県民説明会	42会場、2,000人以上
H18	福島県	フォーラム	

- 他府県では、アンケートやパブリックコメントを実施し県民意見を把握

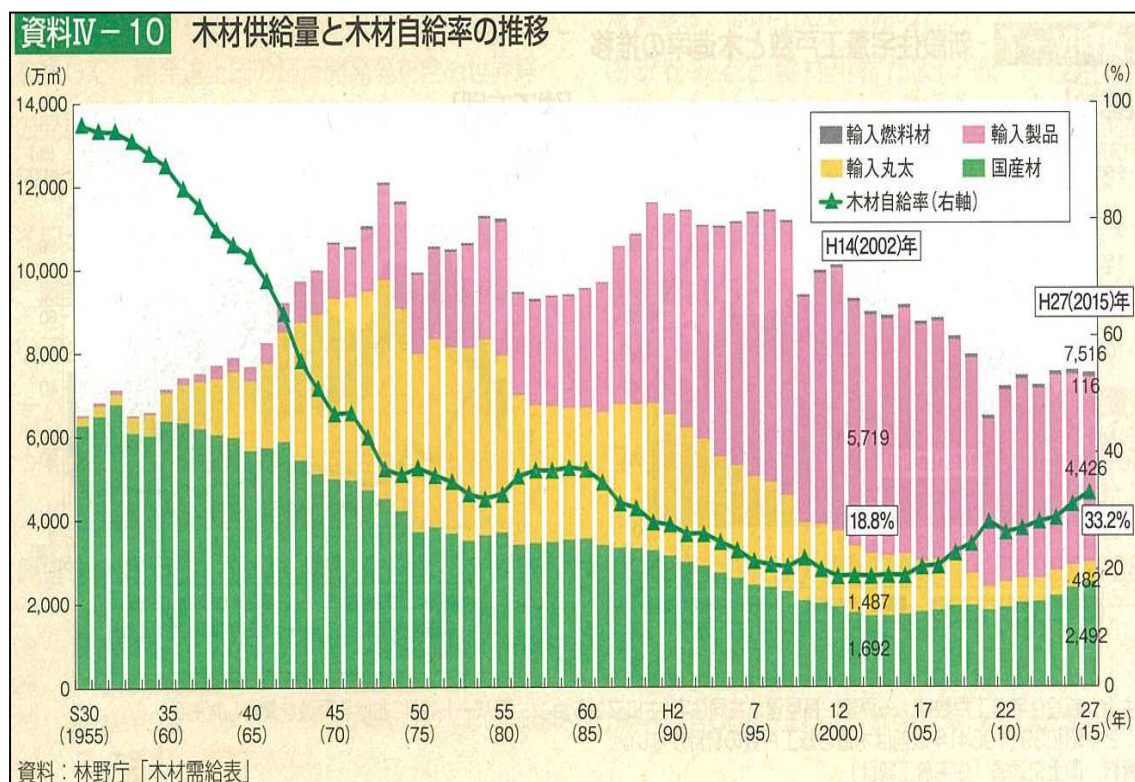
### 府県によるアンケート・パブリックコメントの実施状況と主な意見

肯定的な意見	否定的な意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林保全や都市緑化推進の取組は重要。</li> <li>○ 下流域にも応分の負担を求めるべき。</li> <li>○ 公益的機能を最大限に発揮させるには、広葉樹を含めた間伐が必要。</li> <li>○ 緑の循環サイクルのため木材利用拡大などの出口対策に使ってほしい。</li> <li>○ 荒廃した森林や里山の整備、担い手の育成、ボランティア等の活動を支援してほしい。</li> <li>○ 現在の補助制度では対象とならないものに重点的に充当できる制度としてほしい。</li> <li>○ 公益的機能の維持は森林所有者だけでは無理。森林整備の意義を広く県民にアピールしてもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の財源の中で優先順位をつけて対策を講ずるべき。</li> <li>○ 森林に関してだけ別に税を徴収するのは疑問。</li> <li>○ 地球温暖化対策は、二酸化炭素を大量に排出している事業者などが主体的に行うべき。</li> <li>○ 地球温暖化対策は、国家的施策の上で解決されるべきものであるため、財源は国に対して要求すべき。</li> <li>○ 国全体の課題であり、国税で国民全員で負担すべき。</li> <li>○ 新税は一律でなく森林所有者負担を多くすべき。</li> </ul>

## 4 木材需要の動向

- 近年、全国的に木材需要がほぼ横ばいの中、国産材の供給割合が増加傾向
- 用途・樹種別にみると、製材の8割がスギ・ヒノキ、合板の8割がスギ・カラマツ、木材チップの5割近くが広葉樹（※1）
- 多雪地帯である本県の自然条件に適合した造林樹種はスギ（※2）

国の木材需給の推移(※1)



県内の木材需給の状況(H28)  
【単位: 千m³】

産地別		用途別	樹種別
国産材	自県材 101	製材 61	スギ 61
		合板・木材チップ 40	スギ(合板)23 スギ(チップ)9 広葉樹(チップ)8
他県材 34		製材 77	スギ・ヒノキ等 77
外材 181		合板・木材チップ 138	・スギ・カラマツ等(合板) ・広葉樹5割近く(チップ) 138

※1：平成29年版森林・林業白書より

※2：「他の多くの針葉樹に含めてもスギは積雪に一番適応力の高い樹種」(「雪国の森づくり」(株)日本林業調査会)」